令和２年度第４回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和２年７月２７日　午後３時００分							
閉会日時	令和２年７月２７日　午後４時５５分							
場所	福江総合福祉健康センター４F ホール							
農業委員出席委員（１７名） 欠員（1名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一	７	中村　耕二	８	山本　実雄
	９	古里　善秀					１２	奈留　敏弘
	１３	角田　隆章	１４	上村　孝幸	１５	岩田　弘孝	１６	尾崎　初雄
	１７	林　賢市	１８	寺坂　誠一	１９	山田　勝久		
欠席委員（1名）	１１	谷川　基晴						
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	６	今里　誠一	１６	尾崎　初雄				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：伊賀紀子主幹　三井楽：大坪頼実主査 岐　宿：月川美香主査　玉之浦：平田華子主事							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 23 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 24 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 25 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 26 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入・除外）に係る意見について	可　　決
	議案第 27 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 28 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）	可　　決
	議案第 29 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 30 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決

＝午後 3 時 00 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 2 年度第 4 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、11 番谷川基晴委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、欠員 1 名を除きますと 18 名中 17 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和 2 年度第 4 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長
　それでは、議案第 23 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　1 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
　耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
　権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長
　それでは、議案第 23 号の 1 番を審議いたします。なお、議案第 23 号の 1 番については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　　－○番○○○○委員：退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第 23 号
　1 番　土地の所在地：○○町○○○○番 3　畑、外畑 2 筆　合計 3 筆　5,959 ㎡
　　譲受人　：　○○町○○○○番地　○○○○　農業兼○○○○経営
　　譲渡人　：　愛知県一宮市○○○○○○○○番 1 号　○○○○　会社員
　　譲受理由：　譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。
　　譲渡理由：　遠隔地におり耕作できないので譲受人へ譲り渡す。
　　契約内容：　売買　　対価（3 筆合計）○○○○円

　7 月 16 日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第 23 号の 1 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第 23 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 23 号の 1 番は許可されました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
　　－○番○○○○委員：出席－

○議長
　次に、議案第23号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第23号
　2番　土地の所在地：○○町○○○○番1　畑、外畑3筆　合計4筆　4,201㎡
　　譲受人　：　○○町○○○○番地　○○○○　農業（畜産）
　　譲渡人　：　長崎市○○○○○○○○番16号　○○○○
　　○○○○　会社員
　　譲受理由：　譲り受けて農業経営を規模拡大する。
　　譲渡理由：　譲り渡して農業経営を支援する。今後就農しないため。
　　契約内容：　売買　対価　○○○○円

　7月16日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第23号の2番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第23号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第23号の2番は許可されました。

○議長
　次に、議案第24号　農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案説明の前に農地法第4条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。4から5ページをご覧ください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
　許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
　市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、6ページをご覧ください。議案第24号の1番をご説明いたします。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番2　畑　931㎡　第1種農地
申請人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇
転用目的：農業用施設用地

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
申請地は、〇〇〇〇から南西へ約2㎞に位置し、農業振興地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、すでに牛舎及び牛の運動場として利用しております。昭和50年の転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。本案は、10ヘクタール以上の規模の区域内の第1種農地でありますが、農業用施設に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。以上です。

〇議長
次に、議案第24号に対する地区協議会会長の報告を求めます。それでは、議案第24号に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第24号の1番について、当協議会は去る7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第24号の1番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番2
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、農用地利用計画に定められた農業用施設用地であります。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
よって農地法第4条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員
〇〇〇〇さんって最近、亡くなった方ですよね。追認事項とは知りませんでした。

□事務局
　○○○○さんという方がご夫婦で牛を飼っておりました。2 年前にお亡くなりになり、今回、奥様である○○○○さんが相続し、違反転用の処理をいたしました。

○○○委員
　現在は、別の方が使っているんでしょ。

□事務局
　いえ、まだです。

○○○委員
　分かりました。

○議長
　質疑を終わり、採決を行います。議案第 24 号に対する○○地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は許可相当と決しました。

○議長
　次に、議案第 25 号　農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、7 から 8 ページをご覧ください。農地法第 5 条の参照条文につきましては、農地法第 4 条の参照条文で説明したとおりでございます。以上です。

○議長
　それでは、議案第 25 号の 1 番と 2 番を審議いたします。なお、議案第 25 号の 1 番と 2 番については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－○番○○○○委員：退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、9 ページをご覧ください。議案第 25 号の 1 番をご説明いたします。
　所　在　：○○町○○○○番 1　　畑　272 ㎡　第 3 種農地
　譲受人　：○○町○○○○番地　　○○○○
　譲渡人　：静岡県浜松市○○○○○○○○番 9　○○○○
　転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、○○○○円です。

申請地は、○○○○から北東へ約 350mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり住宅の用が連たんする第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、隣接土地とは、既存のコンクリートブロック及び新設のコンクリートブロックにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣は宅地化されており、農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に 10 ページをご覧ください。議案第 25 号の 2 番をご説明いたします。

所　在　：○○町○○○○番 8　畑　　340 ㎡
　　○○町○○○○番 11　畑　　61 ㎡
　　合計　401 ㎡　第 3 種農地
譲受人　：○○町○○○○番地 5　○○○○　○○○○
譲渡人　：○○町○○○○番地　○○○○
転用目的：住宅用地
契約内容：売買による所有権移転で、土地取得費は、○○○○円です。

申請地は、○○○○から西に約 100m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり住宅の用が連たんする第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、隣接土地とは、既存のコンクリートブロック及び新設のコンクリートブロックにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣は宅地化されており、農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 25 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 25 号の 1 番に対する福江地区協議会会長代理の報告を求めます。

□福江地区協議会会長代理

福江地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 25 号の 1 番について、当協議会は去る 7 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 25 号の 1 番
所　在　：○○町○○○○番 1
申請者　：○○○○
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、住宅の用が連たんする区域内にある農地で市街地化の傾向が著しい区

域内にある第3種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
　よって農地法第5条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で福江地区協議会の報告を終わります。

○議長
　福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　続きまして、議案第25号の2番に対する○○地区協議会会長代理の報告を求めます。

□○○地区協議会会長代理
　○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第25号の2番について、当協議会は去る7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第25号の2番
　所　在　：○○町○○○○番8　外1筆
　申請者　：○○○○
　転用目的：住宅用地

　本案の申請地は、住宅の用が連たんする区域内にある農地で市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
　よって農地法第5条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
　○○地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第25号の1番及び2番に対する地区協議会会長代理の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
　　－「異議なし」という発言あり－

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第25号の1番及び2番は許可相当と決しました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
　　－○番○○○○委員：出席－

○議長
　続きまして、議案第25号の3番から5番までを審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　次に、11ページをご覧ください。議案第25号の3番をご説明いたします。
　所　在　：○○町○○○○番4　畑　1953㎡　第1種農地
　借　人　：○○町○○○○番地1　株式会社　○○○○
　　代表取締役　○○○○
　貸　人　：○○町○○○○番地4　○○○○
　転用目的：駐車場用地
　契約内容：永年間の使用貸借権の設定です。

　申請地は、○○○○から北へ約1㎞に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
　申請地は、現状のまま使用し、敷地全体を採石敷きとすることで、土砂等の流出による被害発生の恐れはないと思われます。また、建物等の構築物がない、駐車台数61台の露天駐車場として転用しますので、隣接農地への通風・日照・耕作等に影響を及ぼす恐れはないと思われます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設面積の2分の1を超えないものは例外的に許可することができるとなっております。本案件の拡張に係る部分の敷地面積は1,953㎡で、既存施設面積の2分の1の面積は2,244.19㎡であり、既存施設面積の2分の1を超えないものとなっております。本案は、全地区協議会を開催しております。

　次に、12ページをご覧ください。議案第25号の4番をご説明いたします。
　所　在　：○○町○○○○番3　畑　284㎡　第2種農地
　譲受人　：○○町○○○○番地　○○○○
　譲渡人　：○○町○○○○番地4　○○○○
　転用目的：住宅用地
　契約内容：贈与による所有権移転です。

　申請地は、○○○○から南東へ約750mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
　申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失の恐れはないと思われます。近傍農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、事業併用地として隣接する同町○○○○番1の一部原野163㎡を使用いたします。雨水排水は自然流下及び道路側溝に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

　最後に、13ページをご覧ください。議案第25号の5番をご説明いたします。
　所　在　：○○町○○○○番1　畑　第3種農地

譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地２
　　〇〇〇〇　持分２分の１　　〇〇〇〇　持分２分の１
譲渡人　：和歌山県岩出市〇〇〇〇番地〇〇〇〇　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
契約内容：売買による所有権移転で、土地取得費は、〇〇〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約290mに位置し、市役所等から300m以内の第３種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、コンクリート擁壁を設置することにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近傍農地とは、十分な距離を設けることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、事業併用地として、隣接する同町 2638番４　宅地　180.77㎡を使用いたします。雨水排水は自然流下及び水路（既存側溝）に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。以上です。

〇議長
次に、議案第25号の３番から５番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第25号の３番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第25号の３番について、当協議会は去る７月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第25号の３番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番４
申請者　：株式会社　〇〇〇〇
転用目的：駐車場用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、既存施設の拡張である。駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第５条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
続きまして、議案第25号の４番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第25号の4番について、当協議会は去る7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第25号の4番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番3
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第5条の農地転用許可基準により、本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
続きまして、議案第25号の5番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第25号の5番について、当協議会は去る7月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第25号の5番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番1
申請者　：〇〇〇〇　持分2分の1
　　〇〇〇〇　持分2分の1
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、〇〇〇〇から290mに位置する第3種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第5条の農地転用許可基準により、本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第25号の3番から5番に対する地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第25号の3番から5番まで、すべて許可相当と決しました。

○議長
　次に、議案第26号　五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入・除外）に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　14ページをお開き下さい。
　五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。
　農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。
　また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、
　① 農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。
　② 農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
　③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
　④ 土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
　⑤ 土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。
　以上5つの要件に留意することになっています。続いて、議案の説明をいたします。

　15ページをご覧下さい。
　議案第26号
　1番　申出人　　:島原市○○○○○○○○番地1　○○○○　［利用者：○○○○］
　　土地の所在地：○○町○○○○○番1　田、外1筆　2筆合計7,348㎡
　　編入の目的　：農地

　16ページをお開きください。
　2番　申出人　　：○○町○○○○○番地1　　○○○○　［利用者：○○○○］
　　土地の所在地：○○町○○○○○番2　田、外1筆　2筆合計12,476㎡
　　編入の目的　：農地

　17ページをご覧ください。
　内容に一部訂正があります。申出人の名前が、「○○○○」となっておりますが、「○○○○」の間違いです。利用者と同じ「○○○○」に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。それでは、説明いたします。
　3番　申出人　　：○○町○○○○○番地4　○○○○　［利用者：○○○○］

土地の所在地：○○町○○○○番　田１筆　595㎡
編入の目的　：農地

18ページをお開きください。
4番　申出人　　：○○町○○○○番地　○○○○　［利用者：○○○○］
土地の所在地　：○○町○○○○番１　田１筆　1,776㎡
編入の目的　　：農地

19ページをご覧ください。
5番　申出人　　：○○町○○○○　○○○○　［利用者：○○○○］
土地の所在地　：○○町○○○○番２　田１筆　4,790㎡
編入の目的　　：農地

以上５件について、編入の理由は、「現在は、飼料作物を作付しており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は断続的に飼料作物などを作付けし、農地の保全に努めるということでした。

20ページをお開きください。
6番　申出人　　：○○町○○○○番地34　○○○○　［利用者：○○○○］
土地の所在地　：○○町○○○○番１　田１筆　3,883㎡
編入の目的　　：農地

編入の理由は、「現在は、食用米を作付しており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は断続的に食用米などを作付けし、農地の保全に努めるということです。

21ページをご覧ください。
7番　申出人　　：譲渡人　○○町○○○○番地第２　○○○○
譲受人　○○町○○○○番地３　○○○○
土地の所在地　：○○町○○○○番16　畑１筆　458㎡
除外の目的　　：住宅用地
施設の概要　　：居宅１棟、木造瓦葺２階建

除外の理由は、「譲受人は現在、父である譲渡人の農業後継者として高齢者の介護団体勤務の傍ら、営農を手伝っている。これまでは子の就学に伴い通学圏内で借家住まいであったが、このほど父の居所及び耕作地に近接する土地を父から譲り受け自宅を建築し、生活拠点を移して農業後継者として営農を一層充実させたい。」とのことです。

続きまして、22ページをお開きください。
8番　申出人　　：譲渡人　○○町○○○○番地　○○○○
譲受人　○○町○○○○番地2　○○○○
土地の所在地：○○町○○○○番地１　畑１筆　3,333㎡のうち515㎡
除外の目的　：住宅用地
施設の概要　：居宅１棟、木造瓦葺平屋建

除外の理由は、「譲受人は現在、祖父の隠居部屋を借家しているが、この度自己の住宅を建築することにしたため、申請地を祖父から譲り受け、新築住宅の敷地としたい。」とのことです。

次に、23ページをご覧ください。
9番　　申出人　　：譲渡人　○○町○○○○番地　○○○○
　　譲受人　○○町○○○○番地　○○○○
　　土地の所在地：○○町○○○○番地1　畑1筆　3,333㎡のうち161㎡
　　除外の目的　：道路敷となっておりますが、通路の間違いです。訂正をお願いします。
　　施設の概要　：幅員2.5m、昭和46年頃から既に通路として使用していたそうです。

除外の理由は、「譲受人は現在、申請地隣の祖父名義の土地に自己住宅を建築して居住している。申請地はすでに住宅敷地と市道を繋ぐ通路として使用している。農地転用許可手続きが未決であるので、農用地区域の除外を行い直ちに農地法5条の申請をしたい。」とのことです。以上です。

○議長
次に、議案第26号の1番から6番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第26号の1番から6番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長
○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第26号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の1番から6番について、当協議会は去る7月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第26号の1番
申　出　人：○○○○
土地の所在：○○町○○○○番1ほか1筆
編入の目的：農地

議案第26号の2番
申　出　人：○○○○
土地の所在：○○町○○○○番2ほか1筆
編入の目的：農地

議案第26号の3番
申　出　人：○○○○
土地の所在：○○町○○○○971番
編入の目的：農地

議案第26号の4番

申　出　人：○○○○
土地の所在：○○町○○○○番 1
編入の目的：農地

議案第 26 号の 5 番
申　出　人：○○○○
土地の所在：○○町○○○○番 2
編入の目的：農地

議案第 26 号の 6 番
申　出　人：○○○○
土地の所在：○○町○○○○番 1
編入の目的：農地

以上、1 番から 6 番の農用地区域の編入のための当該計画変更は、適当である。との意見にすべきものと決しました。
以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

○○○委員
編入に関してではなく、中山間事業に関して、各個人がやるのであれば実行できると聞いたことがあるのですが、その辺は会長はご存知でしょうか。

○議長
個人でとは聞いたことはないのですが。

□事務局
中山間事業は、集落協定と個別協定の２つがあります。個別協定は認定農業者であれば個人として行うことができます。

○議長
来年度から第 5 期が始まります。団体から個人へは難しいですが、個人から団体へは良いという話でしたね。5 年の間に移行は可能だと。ただ面積の減少はいけない。面積を減らしたら、交付金を全額返還しなくてはいけいない。

○議長
事務局から一部訂正があります。

○○○地区協議会会長
議案第 26 号の 4 番の○○○○さんの土地ですが、現場を見に行ったところ、半分しか耕作していなくて半分が荒れていたものですから、今回の場合は認められないということになりました。

〇議長
　4 番の〇〇〇〇さんの土地ですが、本人曰く、今年中には残り半分を耕作できないということなので、編入は認められないと地区協議会では決まりました。そのようなことでよろしかったでしょうか。

〇全委員
　はい。

〇議長
　それでは、4 番については取り下げるということでよろしくお願いします。

〇議長
　続きまして、議案第 26 号の 7 番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長代理
　〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
　ただいま議題となりました、議案第 26 号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 7 番について、当協議会は去る 7 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第 26 号の 7 番
　申　出　人：譲渡人　〇〇〇〇
　　譲受人　〇〇〇〇
　土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番 16
　除外の目的：住宅用地

　以上の除外については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ない。との意見にすべきものと決しました。
　以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
　〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

〇議長
　続きまして、議案第 26 号の 8 番と 9 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
　〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
　ただいま議題となりました、議案第 26 号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 8 番と 9 番について、当協議会は去る 7 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第 26 号の 8 番
　申　出　人：譲渡人　〇〇〇〇

譲受人　○○○○
土地の所在：○○町○○○○番１の一部
除外の目的：住宅用地

議案第 26 号の 9 番
申　出　人：譲渡人　○○○○
譲受人　○○○○
土地の所在：○○町○○○○番１の一部
除外の目的：通路

以上、8 番と 9 番の除外については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ない。との意見にすべきものと決しました。
以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

○○○委員
土地の所在地で「番地 1」と書いてありますが、「番 1」ではないですか。

□事務局
すみません。土地の所在地は「番地」ではなく、「番」です。8 番については、「○○○○番 1」、9 番も同じく、「○○○○番 1」に訂正をお願いします。

○議長
質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第 26 号の 1 番から 3 番、5 番から 6 番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。また、議案第 26 号の 7 番から 9 番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。
地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については適当である。除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることに、ご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号の 1 番から 3 番、5 番から 6 番までの 5 件、編入のための計画変更については適当である。議案第 26 号の 7 番から 9 番までの 3 件、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見に決しました。

○議長
次に、議案第 27 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。議案第 27 号については、一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。24、25ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

26ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田10筆、畑58筆の計68筆で、面積が170,670㎡。所有権移転につきましては、畑6筆で、面積が5,800㎡となっております。

27ページをご覧ください。

1番1　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○
　　代表取締役　○○○○　認定農業者
　利用権を設定する者：　○○○○
　利用権を設定する土地：　畑1筆
1番2　○○○○　畑1筆
1番3　○○○○　畑5筆
1番4　○○○○　畑1筆
1番5　○○○○　畑1筆
1番6　○○○○　畑1筆
1番7　○○○○　畑7筆
1番8　○○○○　外3名　畑2筆
　こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
1番9　○○○○　畑3筆
1番10　○○○○　畑1筆
　以上、1番1から1番10の合計面積は畑23筆　50,129㎡
　1番5、1番6が新規、その他が更新で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

2番　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○
　　代表取締役　○○○○　認定農業者
　利用権を設定する者：　○○○○
　利用権を設定する土地：　畑1筆　3,143㎡
　更新で、契約内容は解除条件付賃貸借権となっております。

3番　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
　利用権を設定する者：　○○○○　外3名
　こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
　利用権を設定する土地：　田1筆　1,353㎡
　更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4番1　利用権の設定を受ける者：農事組合法人　○○○○

代表理事　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○　外１名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　畑１筆
4番2　○○○○　外１名　畑6筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
以上、4番1、4番2の面積合計は畑7筆　9,874㎡
4番1が新規で、契約内容は使用貸借権、4番2が更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
5番　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑１筆　2,577㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
6番　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑4筆　8,295㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
7番1　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑4筆
7番2　○○○○　畑2筆
7番3　○○○○　外１名　畑１筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
7番4　○○○○　畑3筆
7番5　○○○○　畑2筆
7番6　○○○○　畑3筆
7番7　○○○○　畑１筆
7番8　○○○○　畑１筆
7番9　○○○○　畑１筆
7番10　○○○○　田2筆
以上、7番1から7番10の面積合計は田2筆、畑18筆　67,641㎡
すべて新規で、契約内容は7番10が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
8番　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑１筆　2,348㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして、所有権移転を説明します。
9番　所有権の移転を受ける者：○○○○　認定農業者
所有権を移転する者：　○○○○
所有権を移転する土地：　畑2筆　1,084㎡
契約内容は贈与となっております。

10番　所有権の移転を受ける者：○○○○　認定農業者

所有権を移転する者：　　○○○○
所有権を移転する土地：　畑２筆　1,473㎡
契約内容は売買で、対価は２筆合計○○○○円となっております。

11番　所有権の移転を受ける者：○○○○　認定農業者
所有権を移転する者：　　○○○○
所有権を移転する土地：　畑２筆　3,243㎡
契約内容は売買で、対価は２筆合計○○○○円となっております。

以上、１番１から11番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第４の１の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第27号、利用権設定の１番１から８番、所有権移転の９番から11番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第27号、利用権設定の１番１外26件、所有権移転の９番外２件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第28号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
１番１　利用権の設定を受ける者：公益財団法人　長崎県農業振興公社
○○○○　○○○○
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑１筆
１番２　○○○○　田１筆
１番３　○○○○　田２筆、畑１筆
１番４　○○○○　田１筆
１番５　○○○○　田１筆
１番６　○○○○　田１筆
１番７　○○○○　田１筆
１番８　○○○○　畑１筆
以上、１番１から１番８の面積合計は田７筆、畑３筆　25,310㎡
すべて新規で、契約内容は１番５が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。１番各号につきましては中間管理事業によるものです。

以上、1番1から1番8につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第28号、利用権設定の1番1から1番8は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第28号の利用権設定1番1外7件については、すべて原案のとおり可決されました。

〇議長
次に、議案第29号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。34ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。
さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第28号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。以上です。

〇議長
それでは、議案第29号の1番を審議いたします。なお、議案第29号の1番については〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－〇番〇〇〇〇委員：退席－

〇議長
事務局の説明を求めます。

□事務局

議案についてご説明いたします。35ページをご覧ください。

1番　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○

代表取締役　○○○○　認定農業者

利用権を設定する土地：　畑1筆　2,018㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

議案第29号の1番について質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第29号の1番、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号の1番　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見については、適当であるとの意見に決しました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－○番○○○○委員：出席－

○議長

次に、議案第29号の2番から6番3を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番　利用権の設定を受ける者：○○○○有限会社

代表取締役　○○○○　認定農業者

利用権を設定する土地：　畑1筆　2,399㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

3番　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手

利用権を設定する土地：　田1筆　4,340㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

4番　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○

代表取締役　○○○○　認定農業者

利用権を設定する土地：　田2筆、畑1筆　10,070㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

5番　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者

利用権を設定する土地：　田1筆　1,344㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

6番1　利用権の設定を受ける者：農事組合法人　○○○○
代表理事　○○○○　認定農業者
利用権を設定する土地：　田1筆
6番2　田1筆
6番3　田1筆
以上、6番1から6番3の面積合計は田3筆　5,139㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、2番から6番3の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長
議案第29号の2番から6番3について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第29号の2番から6番3　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第29号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見について、の2番外6件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長
次に、議案第30号　農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第30号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。36ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。37ページをご覧ください。
今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
今回、非農地と判断されたものは、田1筆、畑2筆、面積は9,556㎡となっております。4月からの累計は、田6筆、畑21筆で合計面積は26,410㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第30号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

□事務局　会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 令和2年田畑売買価格等に関する調査について
4. 五島市農業委員会委員互助会収支決算書の承認について
5. 五島市農業委員会委員積立金収支決算書の承認について
6. 農業委員、推進委員の公務災害補償制度への加入について
7. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第4回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後　4時　55分　閉会＝